長生村議会議員

石井としお通信

ホームページは「石井としお」で検索

2023 年 11 月 160 号
石井としお後援会発行
部内討議資料
長生村七井土 1387-2
電話 090-3094-0321

議会ハラスメント防止条例可決
給食センター300 坪弱を縮小

11 月 16 日の議会でハランスメント防止条例を可決しました。ポイントは私が強く主張した「議員及び村職員は対等である」、憲法では全てが対等であり平等であるということを思っての中身です。誇れる中身だと思っています。

また、村職員から議員に対するハラスメント防止策を強く条例に入れ込む議員もいたので、その趣旨もはいっています。さらには給食センター建設の基本計画の説明もありました。当初の計画案より「300 坪弱を縮小する」ということでした。以下、条例の一部と、センター給食、役場からの説明をお知らせします。

議会ハラスメント防止条例

村民から負託を受けた村議会議員は、村政に携わる権能と責務を深く自覚し、公共の福祉の増進という地方自治の本旨を体現するとともに、住民全体の奉仕者として住民福祉の向上に努めなければならない。ハラスメントは、他者に対して行われる極めて悪質な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える「人権侵害」である。

また、ハラスメントは、基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障を来し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。よって、議員及び村職員は対等な立場であり、ハラスメントは許されるものではない。特に議員による村職員へのハラスメントは、村民の代表としての議員と村民への奉仕者としての村職員という立場から、顕在化しにくい上に、不当に村職員の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な肉体的、精神的な被害をもたらし、ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、更には議員への村民の信頼を裏切ることになりかねない。

長生村議会は、議員及び議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し相互信頼を深めることを通じて、ハラスメントの防止に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第１条（目的）この条例は、議員及び村職員の間のハラスメントを防止するための措置を講じ、・・・・・・・・・・・・・・・

第２条第２項（定義）この条例で「村職員」とは、地方公務員法（昭和２５年法律

第２６１号）第３条第２項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員（議員を除く）をいう。

第３条（適用範囲）この条例は、議員が関係する全てのハラスメントに適用し、勤務時間外の事案も含むものとする。

第４条（議長の責務）議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努める・・・・・・・

第５条（議員の責務）議員は、・・・・・議員間又は村職員の人格を尊重してハラスメントをしてはならない。

第６条（調査及び研修等）議長は、・・・・・議員に対し必要な研修等を年１回実施しなければならない。

第７条（相談窓口の設置）議長は、・・・議会事務局にハラスメント相談窓口を置く。

第８条（事実確認等）議長は、・・・・・ハラスメントに関する申出があつたときは、必要に応じて申出者、当事者又は関係者等に対して事情聴取及び事実確認する。

２　議長は、・・・・・・必要に応じて審査委員会を設置できるものとする。

第９条（対応措置）議長は、前条の事実確認等の結果、議員によるハラスメントを確認したときは、当該議員に対して指導、助言、注意又は氏名の公表等の必要な措置を講じなければならない。

２　議長は、前条の事実確認等の結果、村職員による議員へのハラスメントを確認したときは、村に対し当該職員への指導、助言、注意その他改善のために必要な措置を講じることを求める。

第１０条　議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

第１１条（被害者等のプライバシーの保護）議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

２　議会は、この条例の施行後３年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

給食センター建設説明

16 日の議会終了後に担当課長より給食センター建設基本設計案の説明をうけました。私が 9 月議会で指摘した、「あまりにも広すぎる給食センター建設の面積」に対し「300 坪弱を縮小する」「3 月には住民説明会を開催する」「建設費は当初 12 億円だが膨らむ」とのことでした。給食センターの建設は認める訳ではありませんが、一定の改善は評価できます。

尚、津波浸水がセンター建設予定地周辺では 80 ㎝未満ですから、引き続き白紙撤回を求めていきます。